

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p><u>(移動火葬業の届出)</u></p> <p>第23条 移動火葬車を使用して市内でペットの死体を火葬することを業として行おうとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p><u>(移動火葬車の管理等)</u></p> <p>第24条 前条の規定による届出を行った者（以下「移動火葬業者」という。）は、火葬を行うに当たっては、移動火葬車に従事者を待機させ、適正な管理を行うとともに、周辺の生活環境に配慮しなければならない。</p> <p>2 移動火葬業者は、公園、学校その他の公共施設の敷地（駐車場を含む。）、道路又は河川等で火葬を行ってはならない。</p>	<p><u>(移動火葬業の許可等)</u></p> <p>第23条 移動火葬車を使用して市内でペットの死体を火葬することを業として行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、移動火葬車に搭載する炉が第14条各号（第6号及び第7号を除く。）に規定する火葬設備の構造の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>4 第1項の許可は、1年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>6 市長は、第1項の許可に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。</p> <p><u>(移動火葬業者の行為の制限)</u></p> <p>第24条 前条第1項の許可を受けた者（以下「移動火葬業者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 移動火葬車を移動しないで、常時当該移動火葬車を一定の場所に駐車させ、当該場所において当該移動火葬車を使用して火葬すること。</p> <p>(2) 住宅等からの距離が100メートル以内の場所において火葬すること。</p>

3 移動火葬業者は、移動火葬車の管理等について紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

第25条 略  
(準用)

第26条 第19条(第2号及び第3号に限る。)及び第20条の規定は、移動火葬業者について準用する。

(許可申請手数料)

第27条 第3条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を申請の際に納付しなければならない。

(1) 火葬場がある場合 1件につき30,000円

(2) 火葬場がない場合 1件につき20,000円

2 略

(移動火葬業者が講じなければならない措置)

第25条 移動火葬業者は、規則で定めるところにより、移動火葬車の車体の外側に、移動火葬業者が使用する車両である旨その他の事項を表示しなければならない。

(移動火葬車の保管に係る周知)

第26条 移動火葬業者は、移動火葬車を市内に保管しようとするときは、あらかじめその旨を、当該保管しようとする場所の敷地境界線からの距離が20メートルの範囲内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者、居住者若しくは使用者に周知しなければならない。

第27条 略  
(準用)

第28条 第9条、第19条(第2号及び第3号に限る。)及び第20条の規定は、移動火葬業者について準用する。

(許可申請手数料)

第29条 第3条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を当該申請の際に納付しなければならない。

(1) 第3条第1項又は第2項の許可の申請 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 火葬場がある場合 1件につき30,000円

イ 火葬場がない場合 1件につき20,000円

(2) 第23条第1項の許可の申請 1件につき20,000円

2 略

(報告及び立入検査)

第28条 市長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、ペット霊園の管理の状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、ペット霊園の事業所に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査」という。)ができる。

3・4 略

(助言及び指導)

第29条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者に対し、規則で定めるところにより、助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第30条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、計画者、設置者等又は管理者に対し、規則で定めるところにより、勧告をすることができる。

(措置命令)

第31条 市長は、前条の勧告を受けた計画者、設置者等又は管理者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該計画者、設置者等又は管理者に対し、期限を定めて、規則で定めるところにより、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項又は第2項の許可を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める状況等について報告を求めることができる。

(1) 設置者又は管理者 ペット霊園の管理の状況等

(2) 移動火葬業者 移動火葬車の管理の状況等

2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、ペット霊園又は移動火葬業者の事業所に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査」という。)ができる。

3・4 略

(助言、指導及び勧告)

第31条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者に対し、規則で定めるところにより、助言、指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第32条 市長は、前条の勧告を受けた計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者に対し、期限を定めて、規則で定めるところにより、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項又は第2項の許可を受けたとき。

(2) 略

2 略

(使用禁止の命令)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、ペット霊園、納骨堂又は火葬場の全部又は一部の使用の禁止を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(4) 第31条の規定による命令に違反した者

(5) 略

(公表)

第34条 市長は、第30条の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき又は第31条若しくは前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第35条 略

(罰則)

第36条 第33条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の許可を受けたとき。

(2) 略

2 略

(使用禁止の命令)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、ペット霊園、納骨堂若しくは火葬場の全部若しくは一部又は市内における移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(4) 第23条第1項の許可を受けないで、移動火葬車を使用して市内でペットの死体を火葬した者

(5) 第32条の規定による命令に違反した者

(6) 略

(公表)

第35条 市長は、第31条の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき又は第32条若しくは前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第36条 略

(罰則)

第37条 第34条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。